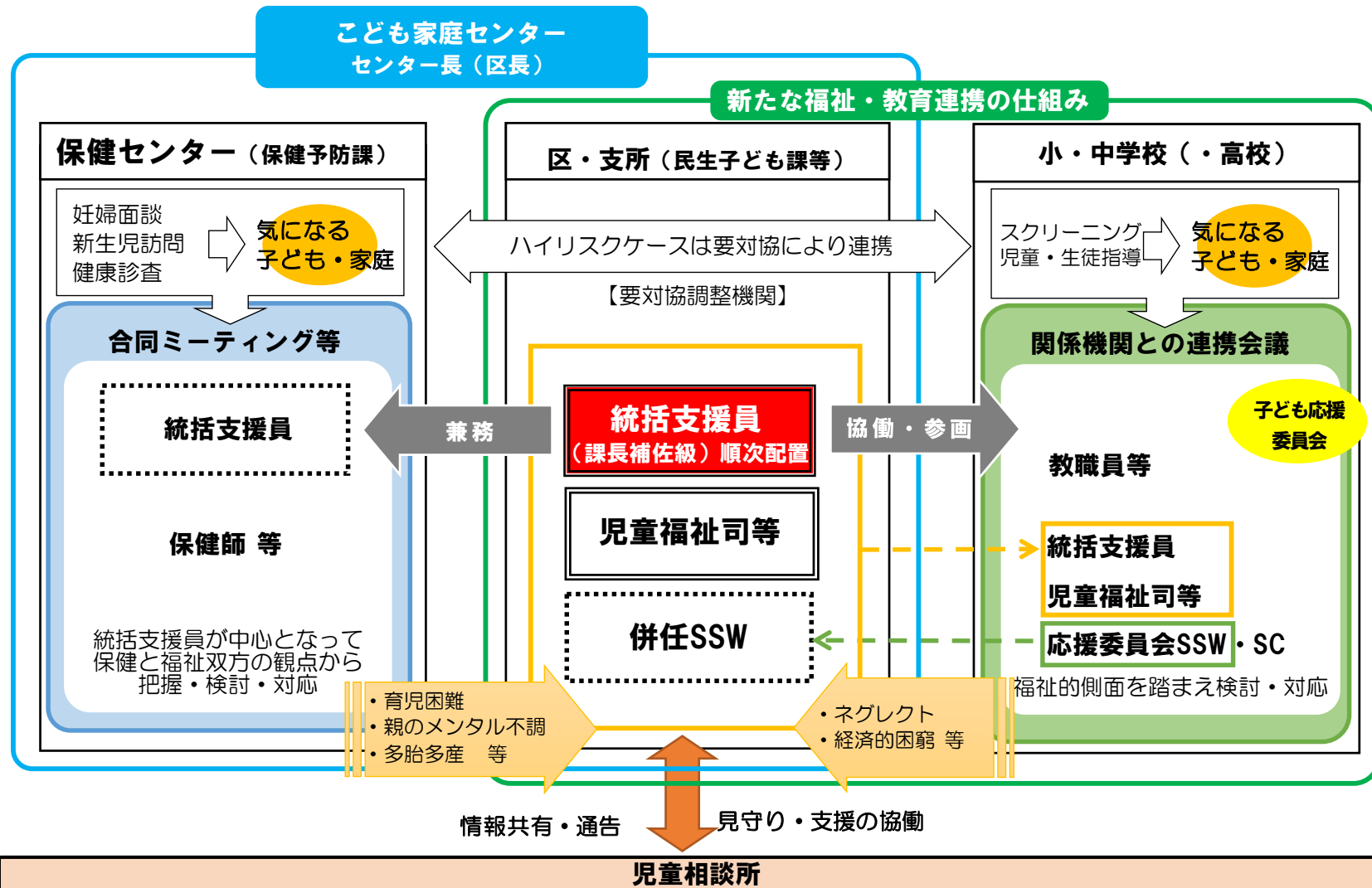


（名古屋版） こども家庭センター～福祉・保健・教育のさらなる連携～

- 児童福祉法改正に伴い令和6年4月から区役所・支所を「こども家庭センター」と順次位置付ける。
- こども家庭センターは、妊娠期から学齢期までの子どもや家庭を対象に、福祉・保健・教育の各分野と連携した支援を行う役割を担う。
- 区役所はスクリーニングに参加し、心配な子どもや家庭について学校と一緒に対応を検討し、積極的に連携・協働しながら福祉的支援を行う。



（名古屋版）こども家庭センターにおける教育と福祉の連携

学校のスクリーニングに区役所職員が参画

<スクリーニングについて>

①スクリーニング
会議の開催



支援が必要と考えられる
児童生徒の洗い出し

②学校外の関係機関が
参加する会議の開催

子ども応援委員会



学校



連携

区役所



区役所から統括支援員・児童福祉司が会議に
参画し、多角的な視点で支援方針を検討

適切な支援へ

学校で検討の俎上に上がった潜在的に支援が必要な学齢期の子どもや家庭について、区役所として家庭に起因する課題がないかをアセスメントし、学校への助言・見立ての共有、福祉的支援へのつながりを行っている。（教育と福祉で補完し合いながら支援を実施できる強みがある）

○スクリーニングにおける区役所の連携実績 （R6年度 こども家庭センター1カ所あたり平均値）

検討ケース	区役所での対応
34.0件	14.0件

☆（名古屋版）こども家庭センターにおける教育と福祉の連携

なごや子ども応援委員会SSWが区役所に併任配置



- ・SSWが学校等で把握した支援が必要な子ども・家庭について、区役所と情報共有・必要な実情把握を行い、連携した支援につなげている。
- ・区役所が支援している子ども・家庭に必要な学校との情報共有・連絡調整を行っている。

○学校・子ども応援委員会との連携実績 (R6年度 こども家庭センター1カ所あたり平均値)

ケース検討・協議	同行家庭訪問	合同面接
57.3件	20.7件	11.3件

＜参考＞なごや子ども応援委員会について

設置の趣旨

さまざまな悩みや心配を抱える子どもや親を総合的に支援するため、常勤の専門職を学校現場に配置し、子どもたちと普段から関わりながら、学校と共に、問題の未然防止、早期発見や個別支援を行い、子どもたちを支援する体制づくりを推進している。

主な専門職の職務内容

○スクールソーシャルワーカー

社会福祉士等の福祉の専門的知識・経験を活かし、子どもたちが置かれた環境への働きかけや関係機関との連携を図る。

市内各行政区の中学校ブロックと高等学校・特別支援学校ブロックの拠点となる事務局校に常勤のスクールソーシャルワーカーを配置。

○スクールカウンセラー

公認心理師・臨床心理士等の専門的知識・経験を活かし、心理教育等の観点に基づいた学校生活全般に対する支援を行う。

市立中学校110校と一部の市立高等学校には常勤、全市立幼稚園・小学校・高等学校・特別支援学校・夜間中学等には非常勤のスクールカウンセラーを配置。